

県北林業の将来を見据えた課題分析調査委託業務 質問に対する回答 (R5. 6. 13)

No	質問項目	具体的な内容	回答
1	提出書類「ウ 住所又は所在地である市町村税の完納証明書」について	<p>弊社は宮崎県外の事業所で、所在地の自治体では「完納証明書」の発行は行っておらず、期間・税目を指定した上で「納税証明書」のみ発行可能です。</p> <p>その場合の期間・税目はどのように指定すべきかご教示ください。</p>	<p>事業所の所在地が宮崎県北9市町村（延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町）以外の場合においては、市町村税の完納証明書の提出は不要です。この場合においては、国税の納税証明書のみ提出してください。</p>